

災害時避難行動要支援者登録制度 Q & A

平成 27 年 1 月 16 日制定

■制度の趣旨・仕組みについて

問 1

町の役割は？

(答)

支援を必要としている方を把握するための、本登録制度を活用した名簿づくりを推進します。具体的には、把握した要支援者の名簿づくり、避難支援等関係者への情報提供による支援の仕組みづくりを支援していきます。

問 2

民生委員児童委員の役割は？

(答)

要支援者の相談役や行政などとの橋渡し役として大きく期待されています。また、本制度をより周知するため、要支援者に対して訪問等による制度の周知、登録の呼びかけなどの活動を図っていただきます。

問 3

区及び町内会、自主防災組織の役割は？

(答)

地域の中で最も要支援者と近い環境で生活をしているのは、区及び町内会、自主防災組織のみなさんです。声かけ、見守り、地域活動への参加の呼びかけなど、日頃からコミュニケーションを図るために活動していただくほか、災害時には、避難支援等関係者とともに、安否確認、情報の伝達、避難誘導、救援・救護など地域支援の中核としての役割を担っていただきます。

問 4

なぜ地域の団体等に協力を依頼するの？

(答)

大規模災害発生時には、行政による支援活動に時間を要することが予想されます。このため、特に被災者支援など、災害発生初期には、隣近所をはじめとした地域住民相互の協力が不可欠です。

要支援者の支援を含めた防災マップづくり等、今後、町全体に普及させる必要があると考えています。

■登録申請について

問5

災害時要支援者として登録したいのですが、申請窓口はどこですか？

(答)

担当部署は、蟹江町役場民生部介護福祉課です。

問6

代理で申請してもらっても良いですか？

(答)

ご本人での記入が難しい場合は、代筆でもかまいません。ただし、代筆者においても、制度の趣旨や活用方法、申請書に記載する個人情報の提供とその提供先に関する理解が必要です。

問7

役場へ申請書を持って行かなくてはいけないの？

(答)

代理の方で役場へ持ってきていただくこともできます。

(本人での提出が難しい場合は、区及び町内会、自主防災組織、民生委員児童委員等に提出の協力をお願いすることもあります。)

問8

家族と暮らしている障がい者や難病患者は登録が必要ですか？

(答)

家族で支援できれば登録は不要です。しかし、日常の支援はできるが、予期せぬ時間や不在時等での災害を想定した場合、避難に心配の方は、地域で支援していく必要がありますので、登録申請できます。

問9

申請受付の期間はいつまでですか？

(答)

随時受け付けています。

問 1 0

どのような人が対象者になるの。

(答)

災害時に、自力で情報収集や避難行動ができない在宅の方を対象としています。

(施設入所・長期入院されている方は対象としていません。)

具体的な対象者の範囲については、次の①から⑦のいずれかに該当される方です。

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯
- ② 介護保険における要介護度3以上の認定を受けている方
- ③ 身体に障害のある方（身体障害者手帳1・2級をお持ちの方）
- ④ 知的障害のある方（療育手帳Aをお持ちの方）
- ⑤ 精神に障害のある方（精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方）
- ⑥ 難病をお持ちの方
- ⑦ その他支援が必要とされる方

問 1 1

個人情報はどこまで守られますか。

(答)

申請時に提供された個人情報は、区及び町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、登録者を支援する地域協力者、社会福祉協議会、行政機関等において災害時要支援者の支援の目的のみに利用されます。

また、関係者には管理利用に際し、情報の漏えいなどないように厳重に注意します。

問 1 2

登録しない人は助けてもらえないのですか。

(答)

登録の有無により、被災者の救助について順位をつけるようなことはありません。しかし、災害発生初期には、公的支援が十分に行えないため、事前に登録しておくことで、町での安否情報の集約やニーズに応じた避難所支援をはじめ、支援する方や地域のみなさまの善意により、安否確認等が迅速に行えることが期待できます。

■支援者について

問 1 3

地域協力者になると責任がかかるのではないですか。

(答)

地域協力者になったからといって責任、義務を負うというものではありません。あくまでも災害時要支援者の意思と支援者の善意によって成り立つ制度です。

地域協力者も被災してしまうこともあり、その状況によっては支援活動ができないことも考えられます。

問 1 4

地域協力者選びは誰がするのですか？

(答)

地域協力者は、普段から親しくしている人、近くに住んでいる人を申請者本人が選び、依頼していただくことを基本とします。

しかしながら、地域協力者になっていただく方に対して本人がお願いすることが難しい場合は、区及び町内会、自主防災組織、民生委員児童委員にご協力（相談）をお願いしてみてください。

問 1 5

地域協力者は誰でも良いのですか。

(答)

近くに住んでおり、緊急時に早く駆けつけられる人がよいと思います。普段からお付き合いのある方などが、日常の生活状況の把握もでき、支援者に適していると思われます。

登録希望者から地域協力者になって欲しいとの依頼があれば、ご協力をいただきますようお願いします。

問 1 6

地域協力者がいなくても登録はできますか。

(答)

登録はできますが、日常の生活状況の把握と災害時の支援が期待できず、望ましい状態とはいえません。

登録状況を確認し、地域協力者が見つかるよう区及び町内会、自主防災組織、民生委員児童委員と相談します。